

<2018年度 第3回定例研究会>

## 現代社会における労働問題

～ 貧困リスクと対策 ～

講 演：小田川華子（首都大学東京人文社会学部 客員教授）

日 時：2018年12月1日（土）10時～12時

大学生時代に京都の鴨川の河川敷に四条大橋から京大に向かって歩いていくと7本の橋がある。その橋の下に暮らしている人がいた。なぜ、この人たちは橋の下に住まなければならないのだろうと疑問に思いつつ歩いていた。人に偏見を持つのはよくないと思い、毎週月曜日に橋の下に暮らす人たちに声をかけるようになった。声をかけると「元気やから心配ないぞ。」という人が多かったが、半年ほど経つと「仕事探しに行っただあかん。」とか「ホームレスには生活保護はあかんかった。」などと本音を語ってくれるようになった。自分と違う生活をしている人を理解していくことが重要であり、同じ問題を持つ人がつながることが必要だ。現代社会では、日雇いのみでなく多様な非正規雇用の形態があり、人々の生活や尊厳が損われる危険がある。今日の講義では、このような労働に関わる問題について考えていきたい。

### ●ブラックバイトも労働問題

学生のうちは、労働問題に関係ないと思えるかもしれないが、「辞めたいのにやめられない」「30分ごとに時給が計算される」「休憩時間でも店番などをしているが、無給」という問題があることをよく聞く。ブラックバイト問題はまさに現代の労働問題である。日本社会には現在2,000万人の非正規雇用者がいるといわれているが、学生のアルバイトも非正規雇用である。

### ●不安定就労は格差を呼び、社会保障は格差を是正できていない

不安定就労は、平成元年以降増加し続けており、アルバイトだけでなく、若者と高齢者の間に蔓延している問題である。また、パートで働く人々は、主婦も多い。非正規雇用者と正規雇用者では、同じ仕事をしていても、賃金や雇用条件の格差がとても大きい。子どものいる層では、男女の賃金には60%の格差がある。女性の賃金が男性の4割しかないという事実は、子どもの貧困につながっている。また、日本では、女性の就労は、貧困の解消にあまり貢献していないという結果もみられる。

### ●低賃金は居住の貧困にもつながる

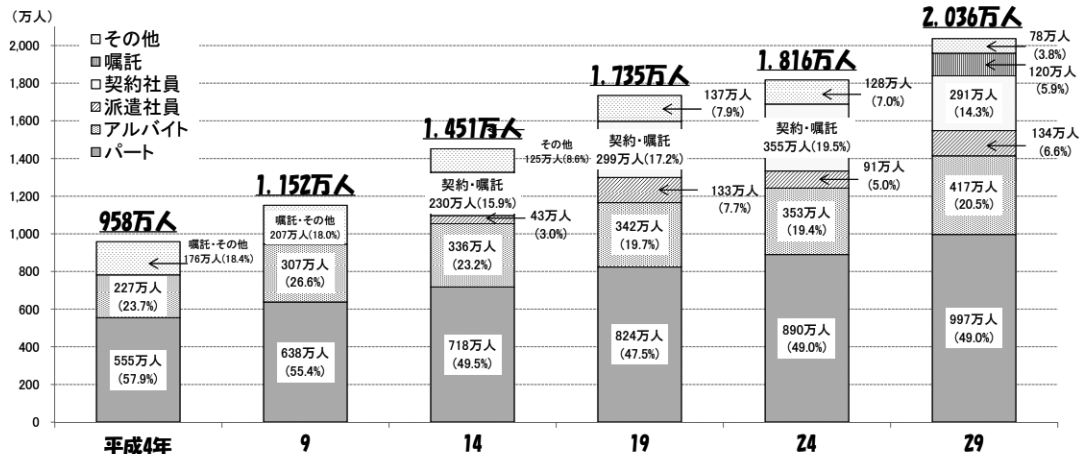
このような賃金格差は、住居に反映されている。賃金の安い人が暮らすために、居住空間を極端に

狭くした物件が市場に出回っている。これらは、脱法ハウス、押し入れハウスなどと呼ばれている。正社員以外の雇用形態では、全年齢を通じて賃金の上昇があまり見られない。中でも女性の非正規雇用が多いため、男女の賃金格差も大きい。

「非正規雇用」の現状と課題

【非正規雇用労働者の推移(雇用形態別)】

○ 雇用形態別にみると、近年、パート、アルバイトが増加しています。



(資料出所) 平成9年までは総務省「労働力調査(特別調査)」、(2月調査)長期時系列表9、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」、(年平均)長期時系列表10  
 (注)1) 平成19年の数値は平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値。  
 2) 平成24年の数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による遡及又は補正した数値。  
 3) 非正規雇用労働者は、勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。  
 4) 平成9年以前では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「嘱託・その他」。  
 5) 平成14年から24年では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約・嘱託」「その他」。  
 6) 平成29年では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約」「嘱託」「その他」。  
 7) 割合は、非正規雇用労働者全体に占める雇用形態別の割合。

● 2018年9月26日「非正規差別なくせ裁判」Uさん証人尋問(出所：NPO法人労働組合作ろう！入ろう！相談センターと東京東部労働組合の記録ブログ)

東京メトロの子会社、(株)メトロコマースのキオスクの販売員は正規社員と契約社員に分かれているが、非正規社員のUさんが、正規と非正規の格差是正と生活苦を訴えて提訴した。

原告代理人からまず賃金を問われた。「時給は現在1,090円です。一年ごとに10円アップですが1,100円で打ち止めです。貯金はできない、病気はできません。」「賞与は夏冬10万円ずつですが生活費の補填で消えます。」「2年ごとの家賃の更新料(14万円)を払うのが一番大変です。正社員と同じ住宅手当が欲しいです。」「テレビはありません。地デジ化したとき止めました。」と月収13万円の生活の実態が語られた。Uさんは現在64才だが、働くしかない。「退職金もないので、65歳になっても働くしかないのです。売店の先輩は、3つの仕事を掛け持ちしています。非正規が置かれている現状は過酷です。私もきっとそうなると思います。」Uさんの証言はここから涙声になった。満員の傍聴席も聞き漏らすまいと静まり返る。

「会社との団体交渉で会社側の M さんは、私たちにこう言い放ちました。“いまどき路頭に迷う社員がいるのか？”と。そのとき言い放ちました。会社は非正規の現状を知ろうともしていない。まったく関係のない存在だと思っている。その言葉が本当に悔しかったです。同じ仕事をしている。せめて毎月安心して暮らせるようにしてほしいだけです。」

地下鉄の駅の売店内はとても狭いです。私物は開いた段ボール箱の中に入れてあります。私の給料明細が正社員さんのバッグの中に落ちてしまって、そのまま持っていかれたことがあります。次の日に返してもらいましたが、給料明細は開封されていました。そして、「悪いけど見ちゃったよ。少ないね。」と言われました。その時の給料は3か月分の定期代がついていたので、いつもより多く16万円の支給でした。

同じ売店で同じ仕事をしていても、私たち契約社員 B の労働時間は一週間 40 時間、正社員は1週 39 時間 10 分で、私たちのほうが長いのです。「給料少ないね」と言った。正社員さんの顔を忘れることはありません。

正社員は定年退職をしても希望すれば少なくとも1年間は全員が雇用されます。定年後、1年目の税金を支払うのが大変だろうという配慮からです。契約社員 B は3か月、6か月の更新を経て今は1年更新となっていますが、更新の時にはいつも雇い止めの不安があり、おかしいと思うことがあっても言えないのが現状です。契約社員 B はみんな更新を繰り返して65歳定年まで働いています。実質的には無期雇用と同じなのです。それなのに賃金は少なく、賞与は契約社員を導入した平成8年からずっと上がっていません。高裁の裁判で会社側から出された正社員のモデル賃金表を見ると、55歳で入社しても60歳で入社しても定年時の年収は362万円で勤続13年目の私の給与をはるかに超えています。

私たち契約社員は何年働いても退職金は1円も出ず、今のままだと退職となったときにはダブルワーク、トリプルワークをして身体を痛めながら死ぬまで働き続けていくしかないのです。まじめに働いても報われない不公正な待遇に歯止めをかけられるのは司法の力しかありません。私たちはだからこそ控訴しました。この判決には全国に2,000万人以上もいる非正規労働者の生活と尊厳がかかっています。私たちは、あきらめるわけにはいかないのです。命続く限り、改善を求めていくしかありません。

川神裁判長、松田裁判官、森裁判官、私たちは、全国各地の支援の皆様とともに非正規差別撤廃の声を上げ、運動を広げながら、判決を待つことといたします。

判決は2019年2月20日に言い渡される。(以上抜粋終わり)

## ●ワーキングプア問題

シングル女性は、自分の家計を支えるメインの働き手である。補助的な働き手ではないにもかかわらず、低収入である。非正規シングル女性の悩みは、健康、家族の世話や介護、そして自身の老後の生活である。また、ワーキングプアは民間企業の問題だけではない。公務員にもワーキングプアは多く、地方公務員の5人に1人が非正規公務員である。学童指導員、消費者生活相談員、図書館職員、保育士など市民と接する機会が多く、専門的なキャリアが求められる部署で増加している。政府の調

査によると、非正規雇用者の約14.3%が正社員として働く機会がなく非正規雇用で働いているとしている。このことの最大の問題は、若者が将来の見通しを持つことができない、貯金がない、年金額が少ないため、高齢期も働き続けなければならないということである。

### ●男性稼ぎ主社会型制度のひずみ

日本の社会保障制度は、戦後の経済成長に伴って充実してきたが、「男性稼ぎ主型」になっており、男性正社員のいる世帯を標準モデルとしている。しかし、単身、非正規、家族による扶養や支援が受けられない世帯が増加している。非正規職は、家計の補助的な役割を担う女性向けの仕事と位置付けられてきた。標準的な家族から逸脱することが貧困のリスクとなるような社会になっている。

### ●正社員でも安心じゃない

ところが、近年、正社員であっても安心できない現状がある。バブル経済の破綻以降、企業はコストを下げるために人件費を抑えるようになってきた。会社の業績などにより、残業代、手当が変動するといった会社がある。あるいは、賃金、残業に関する規定が社内不存在、36条協定が会社により、策定されるといった問題が出てきている。このため、残業しないと家賃を払えない、正社員、子育て家庭でも、経済的に困難な状況が生じている。また、残業問題では、一カ月当たりの残業時間が100時間を超えるような人が増えている。働きすぎを是正する法律はあるが、遵守されていない。

社会保障の基本的要素として、雇用、社会保険、社会手当、生活保護があるが、要となっている「雇用」が、非正規雇用、低賃金、長時間労働によって、不安定化している。

日本の社会保障について、統計を見ると、近年、再分配前、再分配後の子どもの貧困率が増加しているという特徴がある。それだけでなく、ユニセフのレポートによると、再分配後の子どもの貧困率の低減効果が低くなってきているという。例えば、フィンランドは、再分配（社会保障給付）により貧困率を66%減少しているが、日本は18%にとどまっている（2014年）。

### ●貧困リスクにどのように対応しますか？

もし、あなたが非正規労働者なら、貧困リスクにどのように対応すればよいのか。安定した仕事を探し転職する、雇い止めに合わないよう我慢してまじめに働く、非正規でもまともな生活ができるよう、待遇の改善を求める、最低賃金が300~500円アップするのを期待して待つ、社会保障制度が充実するのを期待して待つなど、皆さんはどのように対応しますか？

待遇の改善を求め、声を上げるには、尊厳ある人間として自分の存在を信じよう。一人で声があげられない場合は労働組合が力になっていく。

### ●外国人労働者の受け入れで人手不足を回避の危険

日本は、労働者としての移民の流入を認めない方針であったが、外国から受け入れている技能研修生は事実上の労働者である。最近、介護など新しい分野にも技能研修生の受け入れ分野が広がった。これは事実上、人手不足に悩み、労働者を必要とする分野で外国人労働者の在留を認める方向である。

しかし、介護などの分野では、労働者の低賃金問題があったにもかかわらず、これを解決しないままに低賃金で雇用できる外国人を受け入れることによって、低賃金が常態化する危険性がある。

人手不足は、長時間労働、非正規雇用、外国人労働者によって補ってきたが、働き続けることが困難な過酷な労働環境のため、離職者が多い、そして、人手不足が慢性化するという問題がある。働きやすい環境や会社に変えることによって、人材を確保し、定着する必要がある。

#### ●労働者である私たちは尊厳ある人間

労働者である私たちは、尊厳ある人間であり、会社任せや、政府任せでは、解決できない問題が多い。尊厳のある働き方を求め、市民として、労働者として、声を上げる勇気と知恵と仲間が重要なのだ。

小田川教授の話は、現代社会における労働問題を指摘したうえで、そのための解決策を示して扉が閉じられた。 以上

（研究会報告担当者：仁科伸子）

